

## 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（認可基準）

（令和2年4月1日施行の改正反映後）

項 目	基 準
設備運営基準の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定により市が条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
設備運営基準の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長は、広島市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</li> <li>2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</li> </ol>
設備運営基準と施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</li> <li>2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</li> </ol>
施設の一般原則	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</li> <li>2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</li> <li>3 幼保連携型認定こども園には、法に定める施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</li> </ol>
施設と非常災害	<u>幼保連携型認定こども園は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。</u>
施設の職員の知識及び技術の向上等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</li> <li>2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</li> </ol>
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。</li> <li>2 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する教頭については、この限りでない。</li> </ol>
園児を平等に取り扱う原則	幼保連携型認定こども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	1 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、次の(1)から(4)までに掲げる行為

項 目	基 準
	<p>その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(1) 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>(2) 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(3) 園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の園児による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の職員としての保育を著しく怠ること。</p> <p>(4) 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p><u>2 幼保連携型認定こども園は、園児の虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>
懲戒に係る権限の濫用禁止	園長は、園児に対し懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
食事	<p>1 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（『他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準』の基準により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>3 食事は、2によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>
設備の基準の特例	<p>次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たす保育所は、『食事』の基準の1にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>(4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー</p>

項 目	基 準				
	<p>一、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>				
施設に備える帳簿	<p><u>幼保連携型認定こども園は、その職員、財産、収支及び園児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、市が支弁する入所の措置に要する費用に係る帳簿及びその根拠となる記録について、その費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から5年間、これを保存しなければならない。</u></p>				
秘密保持等	<p>1 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>				
苦情への対応	<p>1 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育て支援について、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>				
学級の編制の基準	<p>1 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。</p> <p>2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。<u>ただし、学年の初めの日の前日において満4歳未満の園児で学級を編制する場合にあっては、30人以下を原則とする。</u></p> <p>3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。</p>				
職員の数等	<p>1 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（2において「保育教諭等」という。）を1人以上置かななければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="379 1966 1449 2007"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1966 903 2007">園児の区分</th> <th data-bbox="903 1966 1449 2007">員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員 数		
園児の区分	員 数				

項 目	基 準	
	(1) 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
	(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
	(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
	<p>備考</p> <p>(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下(1)において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下(1)において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>(2) この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>(3) この表の(1)及び(2)に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>(4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p> <p>(5) 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての(1)中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、『設備の基準の特例』の基準により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) 事務職員</p>	
一般的基準	<p>1 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>	
園舎及び園庭	<p>1 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が『設備の基準』の基準の(1)のイ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、2のただし書により園舎を3階建以上とする場合であって、『設備の基準』の基準の(1)の各号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4 3のただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則とし</p>	

項 目	基 準													
	<p>て、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="384 416 1445 551"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 満3歳未満の園児数に応じ、『園舎に備えるべき設備』の基準の6により算定した面積</p> <p>7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="384 775 1445 909"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3. 3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 3. 3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>8 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、1から7までにかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>9 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下『園舎及び園庭』の基準において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る3及び7については、当分の間、次の表の左欄に掲げる基準中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		学級数	面積(平方メートル)	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積(平方メートル)													
1学級	180													
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$													
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
3のた だし書	『設備の基準』の基準の(1)のイ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
7	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="520 1709 951 1933"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3. 3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た</p>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="983 1619 1430 1843"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													

項 目	基 準							
	面積							
10	<p>施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下『園舎及び園庭』の基準において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る6及び7については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>							
6	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="520 730 959 909"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>(1) 満3歳以上の園児数に応じ、『園舎に備えるべき設備』の基準の6により算定した面積</p>
学級数	面積（平方メートル）							
1学級	180							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
7	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="520 1133 959 1357"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<p>(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積（平方メートル）							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							
11	<p>施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（7の(1)の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、5にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。</p> <p>(1) 園児が安全に移動できる場所であること。</p> <p>(2) 園児が安全に利用できる場所であること。</p> <p>(3) 園児が日常的に利用できる場所であること。</p> <p>(4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p>							

項 目	基 準
園舎に備えるべき設備	<p>1 園舎には、次に掲げる設備（(2)に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</p> <p>(1) 職員室  (2) 乳児室又はほふく室  (3) 保育室  (4) 遊戯室  (5) 保健室  (6) 調理室  (7) 便所  (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</p> <p>2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。</p> <p>3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、『設備の基準の特例』の基準の方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、1にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、1にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p> <p>5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p> <p>6 次の(1)から(3)までに掲げる設備の面積は、当該(1)から(3)までに定める面積以上とする。</p> <p>(1) 乳児室 <math>3.3</math> 平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 <math>3.3</math> 平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 <math>1.98</math> 平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>7 1に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 放送聴取設備  (2) 映写設備  (3) 水遊び場  (4) 園児清浄用設備</p>

項 目	基 準												
	<p>(5) 図書室 (6) 会議室</p> <p>8 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、1から7までにかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>9 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下『園舎に備えるべき設備』の基準において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る6については、当分の間、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="384 680 1437 1070"> <tr> <td data-bbox="384 680 911 815">(1) 乳児室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</td> <td data-bbox="911 680 1437 815">(1) 乳児室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 815 911 949">(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</td> <td data-bbox="911 815 1437 949">(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 949 911 1070">(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</td> <td data-bbox="911 949 1437 1070"></td> </tr> </table>		(1) 乳児室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積	(1) 乳児室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積	(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積						
(1) 乳児室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積	(1) 乳児室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積												
(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積												
(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積													
設備の基準	<p>幼保連携型認定こども園の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室等を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="384 1391 1437 2009"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 1391 480 1435">階</th> <th data-bbox="480 1391 608 1435">区 分</th> <th data-bbox="608 1391 1437 1435">設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 1435 480 1966" rowspan="2">2階</td> <td data-bbox="480 1435 608 1525">常用</td> <td data-bbox="608 1435 1437 1525">1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1525 608 1966">避難用</td> <td data-bbox="608 1525 1437 1966">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1966 480 2009">3階</td> <td data-bbox="480 1966 608 2009">常用</td> <td data-bbox="608 1966 1437 2009">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各</td> </tr> </tbody> </table>		階	区 分	設 備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
階	区 分	設 備											
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段											
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段											
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各											



項 目	基 準	
		号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	4階以上の階	常用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
<p>ハ ロに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>		

項 目	基 準
	<p>ホ 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p>
園具及び教具	<p>1 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。</p> <p>2 1の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p> <p>3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、1及び2にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>
教育及び保育を行う期間及び時間	<p>1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。</p> <p>(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（(3)において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達<sup>（下線）</sup>の程度、季節等に適切に配慮すること。</p> <p>(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。</p> <p>2 1の(3)の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。</p>
履修が困難な教科	<p>園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。</p>
子育て支援事業の内容	<p>幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。</p>
保護者との連絡	<p>園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>
掲示	<p>幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。</p>

※ 下線部は、広島市の独自基準である。